

平成20年度樹立

国有林の森林計画のあらまし (十勝森林計画区)

計 画 期 間

【地域管理経営計画】 平成21年4月1日～平成26年3月31日
【国有林野施業実施計画】 平成21年4月1日～平成26年3月31日



ニペツ山

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
TEL: 011-622-5241 FAX: 011-614-2652

十勝東部森林管理署

住所 〒089-3703 足寄郡足寄町北3条2丁目3-1
TEL: 0156-25-3161 FAX: 0156-25-3164

十勝西部森林管理署

住所 〒080-0809 帯広市東9条南14丁目2番地2
TEL: 0155-24-6118 FAX: 0155-24-6119

十勝西部森林管理署東大雪支署

住所 〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線231
TEL: 01564-2-2141 FAX: 01564-2-2144



北海道森林管理局

国民の森林・国有林

注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

2 森林の働き

森林の働きは、主に次の5つに分けられます。

水源かん養機能

森林は、雨水などを蓄えてゆっくりと河川に流し、洪水や渇水を緩和しています。また、その過程で濁りを抑えたり、水質を浄化しています。



山地災害防止機能

森林は、樹根や下層植生の働きによって、土砂の流出や山崩れなどを防いでいます。



生活環境保全機能

森林は、空気をきれいにし、さらに強風や飛砂、騒音などを防止し、私たちの生活環境を過ごしやすくしてくれます。



保健文化機能

森林は、森林浴やレクリエーションの場を提供し、心身を健康にしてくれます。また、多様な野生生物の生息・生育の場となっています。



木材等生産機能

森林は、環境に優しく、私たちの生活に必要なかつ再生できる資源である木材を供給してくれます。



3 管理経営の基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の観点から期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待の下で、本計画区における課題等を踏まえ、

- ① 国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、
- ② 林産物を持続的かつ計画的に供給し、
- ③ 国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、
 - ① 国土の保全、水源かん養等安全で快適な生活の確保を重視する「水土保全林」
 - ② 貴重な自然環境の保全や国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視する「森林と人との共生林」
 - ③ 木材の持続的な生産を重視する「資源の循環利用林」

の3つに区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、国有林野の管理経営に取り組んでいくこととしています。

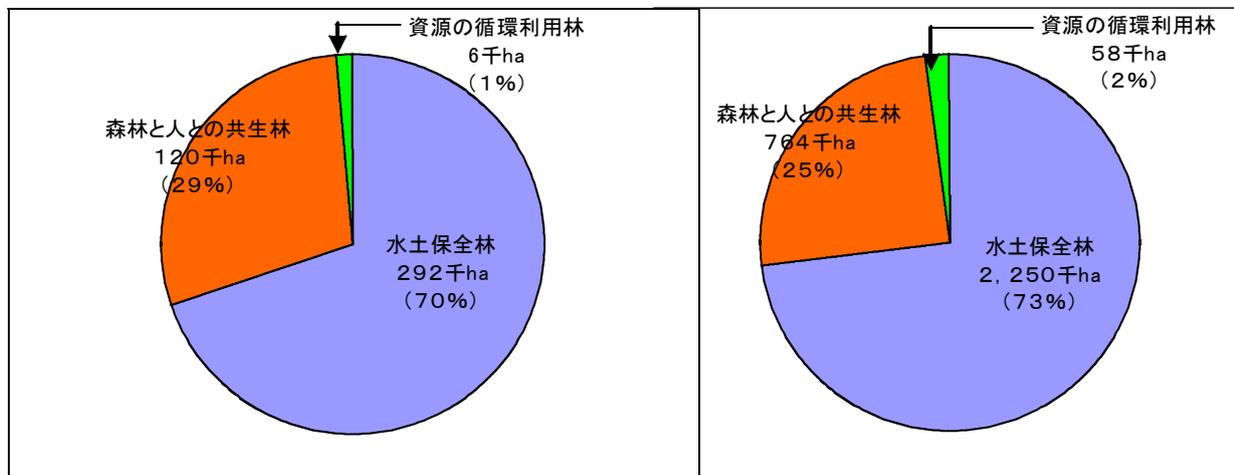
4 機能類型の現況と機能に応じた管理経営の推進

本計画区では、「水土保持林」が約29万2千ha（計画区内の国有林野全体の70%）、「森林と人との共生林」が約12万ha（同29%）、「資源の循環利用林」が約6千ha（1%）となっています。

【機能類型別面積】

【十勝計画区】

【北海道国有林】



(1) 水土保持林

水土保持林は、その目的によって「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林は、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。また、「水源かん養タイプ」の森林は、渇水や洪水の緩和等を目的として森林施業を行います。



河床の安定を図る治山工事

(2) 森林と人との共生林

「森林と人との共生林」は、その目的によって

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に細分しています。代表的な森林として、保護林（29箇所）とレクリエーションの森（24箇所）があります。

「自然維持タイプ」の森林は、特に森林生態系における生物の多様性を図る観点から、良好な自然環境にある森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林を対象とし、原則として自然の推移に委ねることとしています。また、「森林空間利用タイプ」の森林は、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただくため、その利用形態に応じて森林施業や施設の整備を行います。



レクリエーションの森

(3) 資源の循環利用林

「資源の循環利用林」では、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的としており、木材の生産目標に応じて森林施業を行います。

5 流域管理システムの推進

民有林と国有林、上流と下流が一体となって、地域の森林、林業・木材産業の振興を図る取組を進めるため「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」に基づき、道、市町村、林業・木材産業関係団体等との連携のもとで、①計画的な木材供給の推進、②生産目標、森林施業等の共通化、③下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等の取組を行っています。

「地域エネルギー資源(木質燃料)の普及・利用推進」

地域の森林資源及び林業生産活動によって生ずる木質産業廃棄物や林地残材をエネルギー資源として有効に活用するため、関係機関との協働による取組を進めます。

「森林整備協定に基づく官民一体の森林づくり」

佐幌岳や狩勝峠から新得町市街にいたる国有林及び民有林は、生物多様性の保全、森林レクリエーションの場、新得町民の水源林等として重要な役割を担っています。このため、国有林と町有林が整備協定を締結し、事業計画等各種情報の交換等を通じて官民一体となった効率的かつ計画的な森林づくりを推進します。

6 主要事業の考え方と事業量(平成21年度～25年度の5ヶ年分)

本計画区における、伐採、人工造林等の更新、下刈等の保育、適切な森林施業及び管理に必要な林道の開設等の各事業量は以下のとおりです。

① 伐採総量

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
材積	132,997m ³	768,874m ³ (16,816ha)	41,400m ³	943,271m ³

注) ()は、間伐面積です。

② 更新総量

区分	人工造林	天然更新	合計
面積	1,203ha	3,588ha	4,791ha

③ 保育総量

区分	下刈	つる切り・除伐	合計
面積	11,735ha	7,160ha	18,895ha

④ 林道事業量

区分	開設	改良
(箇所数等)	(37路線)	(242箇所)
延長	89.6km	95.8km

⑤ 治山事業量

区分	保全施設(箇所)	保安林の整備(ha)
箇所数等	72	204

7 国有林野の維持と保存

(1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握するとともに、境界の巡視と境界標の確認等を計画的に行うなど、適切な国有林野の保全管理に努めます。

さらに、生物多様性の保全の観点から、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、高山植物等の希少種の保護等に努めるとともに、入林者の影響等による植生の荒廃防止等が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立を図り、その内容の周知についてホームページの活用・工夫を図ることに努めます。



(2) 森林や希少野生生物の保護

① クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ・オオタカ等生息森林

国の天然記念物に指定されているクマゲラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ及びその両方に指定されているシマフクロウ等の生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進します。

また、このほかの希少野生生物種についても、その生息・生育の把握に努め、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した森林施業に努めます。

② 保護林等の再編・拡充

生物多様性の一層の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本計画区に所在する日高山脈中央部森林生態系保護地域と大雪・日高緑の回廊等の再編・拡充を検討します。

8 国民参加の森林づくり

「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。

ふれあいの森

名 称	面積 (ha)	森林管理署
憩いの空間 水源の森	137.40	十勝東部森林管理署
ミュビゲラの森	7.80	十勝西部森林管理署東大雪支署

遊々の森

名 称	面積 (ha)	森林管理署
カムイコタン歴舟の森	49.76	十勝西部森林管理署
大雪山ふれあいの森 ほろか	49.76	十勝西部森林管理署東大雪支署

